

令 4 医 務 保 険 第 4 3 4 号
令和 4 年(2022 年)7 月 5 日

山口県医師会長
山口県歯科医師会長 様
山口県病院協会会長

山口県健康福祉部医務保険課長

通信障害発生時における通信手段の確保について

このことについて、別添により県内の医療機関に通知しましたのでお知らせします。



医療指導班 藤本
TEL 083-933-2820
FAX 083-933-2939

令 4 医 務 保 険 第 4 3 4 号
令和 4 年(2022 年)7 月 5 日

各医療機関の管理者 様

山口県健康福祉部医務保険課長

通信障害発生時における通信手段の確保について

このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。

医療指導班 藤本 TEL 083-933-2820 FAX 083-933-2939
--

令 4 医 務 保 険 第 4 3 4 号
令和 4 年(2022 年)7 月 5 日

各診療所の管理者 様

山口県健康福祉部医務保険課長

通信障害発生時における通信手段の確保について

このことについて、厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。
については、国の通知を医務保険課ホームページに掲載しましたので御承知くださいますようお願いいたします。

○医務保険課ホームページ URL

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/18932.html>

山口県ホームページ> 組織で探す > 医務保険課 > 「病院・診療所・助産所」欄の「医療機関への周知文書一覧」

医療指導班 藤本 TEL 083-933-2820 FAX 083-933-2939
--

事 務 連 絡
令和4年7月4日

各都道府県衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

通信障害発生時における通信手段の確保について

令和4年7月2日（土）未明から続いているKDDI株式会社の通信回線における大規模な通信障害により、音声通話やデータ通信が利用しづらい状況が続くなどの影響が生じているところです。

通信回線は、電気や水と同様に、医療提供を行う上での重要なライフラインであることから、通信障害が発生した場合でも、診療等に影響が生じることがないよう、平時から体制を整備していく必要があります。

各都道府県においては、管下の医療施設等に対して、例えば、

- ・ 医療施設における休日夜間の診療体制を維持するため、職員との連絡手段を確保すること
- ・ 患者からの電話を受信できるよう複数の通信手段を確保し、受信可能な電話番号をホームページに掲載するなどの体制を整備すること
- ・ 在宅医療や訪問看護などを実施している医療施設等において、当該医療施設等が利用している連絡手段が使用できない場合は、固定電話等の代替的な連絡先を患者等に伝えること
- ・ 特にリスクの高い在宅患者等について、患者等との連絡がとれない場合には、別の連絡手段を確保することや、頻回な訪問等による安否確認を行うこと

など、通信障害が発生した場合であっても診療を継続できるよう努めていただきたい旨、周知をお願いいたします。